

# 平成 29 年第 5 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

平成 29 年 12 月 14 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 38 分

### 議事日程

開会 平成29年12月14日（木）午前9時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第 3 発議第 1 号 地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書

日程第 4 議案第 2 号 平成29年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）

日程第 5 議案第 3 号 平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）

日程第 6 議案第 4 号 平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）

日程第 7 議案第 5 号 平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

日程第 8 議案第 6 号 平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予

算(第 1 回)

(追加日程)

追加日程第 1 議案第 7 号 福賀高齢者福祉複合施設新築工事の請負契約の  
締結について

追加日程第 2 同意第 1 号 阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求め  
ることについて

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

|     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 中 | 野 | 祥 | 太 | 郎 |
| 2 番 | 伊 | 藤 | 敬 | 久 |   |
| 3 番 | 市 | 原 |   | 旭 |   |
| 4 番 | 池 | 田 | 倫 | 拓 |   |
| 5 番 | 小 | 田 | 高 | 正 |   |
| 6 番 | 田 | 中 | 敏 | 雄 |   |
| 7 番 | 清 | 水 | 教 | 昭 |   |
| 8 番 | 末 | 若 | 憲 | 二 |   |

**欠席議員** なし

**説明のため出席したもの**

|                |   |   |   |    |
|----------------|---|---|---|----|
| 町長             | 花 | 田 | 憲 | 彦  |
| 副町長 (総務課長事務取扱) | 中 | 野 | 貴 | 夫  |
| 教育長            | 小 | 田 | 武 | 之  |
| まちづくり推進課長      | 藤 | 村 | 憲 | 司  |
| 民生課長           | 梅 | 田 |   | 晃  |
| 住民課長           | 工 | 藤 | 茂 | 篤  |
| 経済課長           | 野 | 原 |   | 淳  |
| 施設課長           | 田 | 中 | 達 | 治  |
| 教育委員会事務局長      | 金 | 田 | 浩 | 祐  |
| 会計管理者          | 三 | 好 | 由 | 美子 |
| 福賀支所長          | 小 | 野 | 裕 | 史  |
| 宇田郷支所長         | 近 | 藤 |   | 進  |

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 議会書記   | 高 | 橋 | 仁 | 志 |

**開会 午前 9 時 00 分****開会の宣告**

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。ご着席下さい。

議員の皆様には、平成 29 年第 5 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。議長において、5 番、小田高正君、6 番、田中敏雄君を指名します。

**日程第 2 議案第 1 号から日程第 3 発議第 1 号まで**

○議長 日程第 2、議案第 1 号、阿武町税条例の一部を改正する条例から日程第 3、発議第 1 号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書までの 2 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 2 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○行財政改革等特別委員会委員長(清水教昭) それでは、12 月 8 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号と発議第 1 号の 2 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告いた

します。

まず、議案第 1 号 阿武町税条例の一部を改正する条例の、審議に入りました。固定資産評価員の数を 1 人とされるのですが、その意図と、どの様な方になるのでしょうか。との質疑があり、今回は固定資産評価員の人数を 1 人とする条例改正を、お願いするものです。固定資産の額を決定するのは町長ですが、この額を決定するまでの、資料を届けたり、提示したりするのが、固定資産評価員の仕事です。地方税法では、市町村に固定資産評価員を一人置く。となっておりますので、今回の条例改正で阿武町に 1 人置くとし、固定資産の評価事務を専任させるものです。まずは条例の改正であり、これを誰にして頂くかは、別途執行部の方から、議会に同意を求めます。との答弁がありました。他に、質疑もなく原案のとおり、可決することに決しました。

次に、発議第 1 号 地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書についての、審議に入りました。特に、質疑もなく原案のとおり、可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号と発議第 1 号の 2 件について、審議の内容と結果の、報告を終わります。

○議長 以上で、委員長報告を終わります。続いて、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。討論は、一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は 1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、阿武町税条例の一部を改正する条例について、お諮りし

ます。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に発議第 1 号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって発議第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 なお、ここでお諮りします。ただ今、可決されました発議第 1 号の意見書の取扱いと、その事務等の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、意見書の取扱とその事務の整理等は、議長に一任することに決定しました。

#### **日程第 4 議案第 2 号から日程第 8 議案第 6 号まで**

○議長 日程第 4、議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)から、日程第 8、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 5 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 5 件について、委員長の報告を求め

ます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○行財政改革等特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告いたします。

議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）の審議に入りました。まず、歳出の方から審議をいたしました。

2 款、総務費、財産管理費の庁舎 1 階ロビー相談コーナー備品について、コーナーは住民から声があつて、あつた方がいいと考えたのか、または住民との相談をしていく上で必要と考えてからの事なのか、そこらのいきさつについての質疑がありました。

これに対しまして相談コーナーは宿直室の隣にあり、そこで相談をしていました。ところが相談をされる方は諸般の実状があります。福祉関係の民生課、税金関係の住民課に来られた場合はどうしても経済課・施設課の前を通って行かざるを得ません。そうすると、知られなくてもいい人に、見られるという心配をされる方がおられます。

従って、検討した結果、ロビーの経済課寄りの所にカウンターがあり、そこにパーティションで間仕切りをして、机とイスを置き、開放感があつて、中が見えないようにし、上半分はすりガラスで、設置していこうと考えています。大きさは横が 3.3メートル、縦が 2.5メートルで、2.5坪ぐらいの相談コーナーです。との答弁がありました。

2 款、総務費、企画総務費の分譲地広報用消耗品について、どういった看板で、どのような設置場所で、どういった広報活動をされるのか。との質疑がありました。

これに対しまして、来年の秋口の完成・売り出しを目指して、今事業が進んでいます。町が行っている分譲施策が、なかなか住民の方々に届いていない。

それと合わせて、ここはどういう形で、どうゆう値段で、どうゆう条件で、売り出すかということ、早い段階で分かりやすい看板で知らせていきます。看板 2 箇所、横断幕 1 箇所を設置します。線路沿いにはフェンスが設置されていますが、ここには 10メートル程度の横断幕を設置して、ひとめで分かるような形にしていく。との答弁がありました。

2 款、総務費、企画振興費のグリーンパークあぶ整備工事費について、これの整備内容はこういったものですか。との質疑がありました。

これに対しまして、グリーンパークの隣に宅地用地を取得しました、その一部を活用します。子供達がサッカーを行っています。これを 8 人制の国際規格で、短辺が 50メートル、長辺が 68メートルとなっていますので、これに合わせて。周囲に茶色の遊歩道があり、1 周すれば 275メートルですが、もう少しわかりやすい 300メートルにします。宅地との間にフェンスを設けなければいけません、従ってフェンスの高さを高くしたりします。また、遊具との間に何も無いのでボールが飛んできたりしてはいけないので、フェンスの設置工事を行います。との答弁がありました。

3 款、民生費、老人福祉費、生活支援ハウス運営事業委託料・日帰り人間ドック委託料について、それぞれの利用者数を 3 地区ごとに教えて下さい。との質疑がありました。これに対しまして、生活支援ハウスは宇田郷にあり、「ひだまりの里」の中にあります。全 4 室あります。3 人で利用されたり、4 人で利用されたりで、利用が進んでいます。当初 270 日分の予算を立てておりましたが、この残りが少なくなり、今回 44 万 4,000 円で 90 日分の、追加予算をお願いするものです。今、奈古地区の方が 1 人、宇田郷が 3 人です。これは毎日ではなく、出たり入ったりしておられます。

日帰り人間ドックですが、これは地区別ではわかりませんが、10 月末迄で、全部で 53 人利用があります。町内のスマート人間ドックの受診者は齋藤医院が



16人、福賀診療所で29人、その他県内の町外医療機関で8人、で合計53人が受けています。平成28年が65人でありましたので、すでにこの数字に近くなり、予算が不足するであろうという見込みで39万7,000円の追加をお願いするものです。との答弁がありました。

6 款、農林水産業費、農業政策費、農業生産力等機能強化対策事業地形測量事業業務委託料について、経済課より、次のとおり詳細説明が行われました。

今回予定していると所は奈古地区です。農地の出し手にもメリットがありません、耕作放棄地、遊休農地の維持管理調整システムということで、これを考えた時に、最低でも圃場整備をしておかないと、効率的な農業ができないので、受け手がないということになります。全体の面積が16ヘクタールですが、それぞれに特徴があります。

まず A 工区 3.6ha で、ここについては、一応の古い圃場整備がしてあります。但し 1 区画が、1 反町が基本で、非常に効率が悪いということで、ここは 3 反町に圃場整備をする事にしています。

B 工区には、周辺にキウイ畑等もあります。それから条件的につきましても日当たりが良く、畑にも都合がよい。町の戦略作物である、キウイフルーツの振興を続けていく為にも、まとまったモデル園地を、造成したいという意図もあります。またキウイを指導して頂ける方も、野柳に在住しておられて、意欲が満々です。この 4.4ヘクタールにまとまったキウイ園地にしたいという事で、畑として造成します。

C 工区は 8 ha で、ここについては、ほとんどが水田で大変に区画が悪い。将来的には、認定農業者なり、法人に預かっていただけるような体制整備を進めて参ります。この計画には、これから 3 年程度要します。

国の補助事業、農地中間管理機構等を利用した機構関連事業ということで、圃場整備をします。もし、この事業をやると、県内初の事業ではないかと思ひ

ます。将来的に管理事業をやる場合の、事業負担率も確定ではありませんが、国が62.5、県が27.5、町が10.00で、受益者負担が無いということになります。ただ大変ハードルが高く、15年契約するというのが条件となっております。農家にとって、大変有利な制度です。是非推進して行きたいと考えています。と、経済課より、説明がありました。他に、質疑もなく、歳出の方は原案のとおり、可決することに決しました。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、可決することに決しました。ほかに、質疑もなく議案第 2 号は原案のとおり、可決することに決しました。

つづきまして、議案第 3 号、平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）と、議案第 4 号、平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について、審議を行いましたがいずれも質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

つづいて、議案第 5 号、平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 回）の審議に入りました。

1 款、総務費、水道施設維持管理費、旧金社水源池法面復旧工事は、今後、水源池をどのように考えておられますか。との質疑がありました。

これに対しまして、旧金社水源池につきましては、現在使っておりません。金社地区においては福田地区の水道施設と直結していますので、今はそのままになっています。ここでの、復旧工事というのは、水源池法面の下の段が崩れているのを、復旧するという工事で上げています。

利用については、今後、取り壊すのか、そのままにするのかという事は、今現在計画を立てておりません。この水源池を利用して、何かをするという事であれば、また別な形で検討していくこととなります。との答弁がありました。

他に、質疑もなく原案のとおり、可決することに決しました。

つづいて、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。特に、質疑もなく原案のとおり、可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 件について、審議の内容と結果の、報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これを以て委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は、一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は挙手により一括して行います。

○議長 お諮りします。議案第 2 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)から、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 5 件についての、委員長の報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間、休憩いたします。

休 憩 9 時 21 分

再 開 9 時 28 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 追加日程第 1 議案第 7 号

○議長 ここで、町長から議案第 7 号が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定いたしました。

○議長 追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 1、議案第 7 号、福賀高齢者福祉複合施設新築工事の請負契約の締結について、を議題とします。執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それではお手元の追加の議案書をお開きください。議案第 7 号、平成 29 年度阿武町福賀高齢者福祉複合施設新築工事の請負契約の締結について、説明をいたします。本案件は、福田下中村の旧ブルーウェイ跡地に、高齢者福祉複合施設を新築しようとするもので、去る 12 月 7 日に 10 社による指名競争入札を行った結果、萩市の協和建設工業株式会社が消費税込みの 2 億 4,840 万円で落札しましたので、これと契約いたしたく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、ご議決をお願いするものです。それでは図面を用意しましたのでそれにより概要説明をさせていただきます。

まず、最初のページは配置図です。図面の南側、下側になりますが、県道山

口福栄須佐線で、西側、図面左側になりますが、町道藤原沼ノ奥線です。斜線の部分に建物を建築し、その西側が町道から進入してきての駐車場となります。つづいて 2 ページ目でございますが、2 ページ目は立面図となります。県道側から見た立面図、一番上にあるような形で見えることとなります。つづいて 3 ページ目をお願いいたします。3 ページ目は色分けした平面図を付けておりますが、まず黄色で表示をしてありますのが共用部分で、西側、左側ですが、玄関から事務室、ヘルパーステーション等が含まれております。左下のオレンジ色の部分は、介護予防のための地域交流拠点のスペースとなります。そしてその右側の水色の部分、これが生活支援ハウスで 3 部屋ございます。そして、中程の緑色の部分は、小規模多機能型居宅介護の部分で、デイサービスやショートステイに対応することが出来ます。ショートステイ用の宿泊室は 5 部屋です。そして、一番右側のピンク色の部分が認知症対応型グループホームで、7 部屋ございます。共用部分の脱衣室、洗濯室や宿直室、休憩室等を含めまして延べ面積 813.68 平方メートルの木造平屋建てでの建築工事となっております。以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。これより議案第 7 号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい」という声あり。)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 図面でいきますと、2 ページですね。全体の図面がありますね。屋根のね。これを見てですね。特に福賀地区は、海側と比べて雪が大変降るんですね。とすると、雪が沢山積もります。積もったときにこの屋根勾配を見たときに、雪がほんとに落ちてくれるかな。ひよっとしたら屋根の上がまた根雪になって、根雪になった上に雪がまた積もっちゃうと、雪の荷重で屋根が持つのかな。またはその辺の所の県道との対応とか。雪を落とす、除雪する

対応とかどのように考えていらっしゃるか。よろしかったら答えをお願いします。

○議長 民生課長。

○民生課長 はい。今回のこの屋根勾配につきましては、雪を止める構造になっております。屋根から落ちた雪で施設の周辺が埋もれるようなことがないように、なるべく雪は留めて屋根の上で融雪をさせる。そういう構造で作らせております。積雪については、冬の福賀地区かなりの積雪、豪雪地帯になりますが、これに対応できるだけの強度を屋根に持たせて設計をしていただいております。

○議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 再質問で申し訳ないですけど。融雪で雪が溶ければ良いんですね。海岸縁である、私どもの海岸沿いはすぐ溶けちゃうんです。もう数時間か数分でですね。だけど福賀は、だいぶ高地でありましてなかなか溶けないという情報を私は認識しておりますが、本当に大丈夫でしょうか。その辺の強度計算とかやっておりますでしょうか。

○民生課長 はい。詳しくは申し上げられませんが私も専門でないのです。専門の設計によりましてですね、その辺の強度については十分あるということでございます。で、融雪につきましても、ここは常に人が入って暖房をする施設でありますのでですね、建物全体が暖め合ってそこら辺で雪の方もですねちゃんと溶けてくれるというふうに考えております。

○議長 よろしいですか。

○議長 他に質疑ありませんか。

(「はい」という声あり。)

○議長 5 番、小田高正君。

○5 番 小田高正 3 ページ目の認知症型グループホームというところなんですけれども、部屋が10室ほどあります。福賀の人口、老人人口、比例したものがあろうと思うんですけれども、人口から見たですね需要と供給のバランス、これが今現段階でどういうものなのか。10室ありますけれども今後どのような見通しであるのか。その辺をちょっと詳しくお聞きしたいんですけれども。

○議長 民生課長。

○民生課長 グループホームにつきましては、7 部屋でございます。で、7 人が利用を可能ということでございまして、今現在既に待っておられる方もおられますし、福賀地区だけでなく他所からということも考えられるんですが、主には地域密着型でございますので、町内で主に福賀地区の方ということになります。見通しと申しますか、どんどんこの施設が必要な方が増えている状況でございます。で、空きが出るようなことはないというふうに、今考えておるところでございます。

○議長 よろしいですか。

○議長 他に質疑ありませんか。

(「はい」という声あり。)

○議長 3 番、市原旭君

○3 番 市原 旭 以前ここは水没したという苦い思い出もあるわけですが、そういった対応はどのようにやっているのでしょうか。

○議長 民生課長。

○民生課長 今現在、県道と同じ高さまで地盤を、かさ上げをしております。県道の高さの水位まで河川が上昇すればですね、県道までは水位が上がる可能性があります。しかし今地盤そのものが県道の高さでありますので、その上に更に施設を作るための基礎を行って、建物を建ててまいります。そうなります

と、県道より高い位置で建物が出来るということになりますんで、あと地区全体が水没してしまいますとですね、この施設だけが浮き上がるようなそういう形にはなろうかとは思いますが、施設が水没するというようなことにはならないと考えております。

○議長 よろしいですか。

○議長 他に質疑ありませんか。

○議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

○議長 これより採決を行います。お諮りします。議案第 7 号、福賀高齢者福祉複合施設新築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

## 追加日程第 2 同意第 1 号

○議長 ここで、町長から同意第 1 号が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって同意第 1 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

○議長 追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。



○議長 追加日程第 2、同意第 1 号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、を議題とします。執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、同意第 1 号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、をご説明いたします。本案件につきましては、今議会の、阿武町税条例の一部を改正する条例の可決に伴う固定資産評価員の選任に付いてであります。今回の固定資産評価員の設置に伴い、これまでの職務としての阿武町長から、地方税法第 404 条第 2 項、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の内、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定により、阿武町固定資産評価員として、現住民課長であります、工藤茂篤を選任することについて町議会の同意を求めるものであります。なお、県内の他市町の状況も調べて見たところではありますが、そのほとんどの市町が、課税課長、税務課長等、税に関係する課長がそれぞれ選任されているところでもあります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。ここで、工藤住民課長につきましては一身上のことでもありますので、一時退席をお願いします。

(住民課長、一時退席する。)

○議長 これより同意第 1 号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい」という声あり。)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 この評価員はですね、課長これ全く異存はないんですが、何かと申し上げますと、阿武町の課長クラスの方っていうのは沢山の付帯業務を持っていらっしゃるんですね。これをされたときに、本当に工藤さんがオーバーワークにならないかなとちょっと心配しておるわけですね。先ほどの説明の所では、他の市町村では課長がやっていたらということなんですけれども、やっているから阿武町もそれに類似するという必要は、私は

ないと思うんですね。課長からワンランク下げて課長補佐でも、又は係長クラスでも良いんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長 副町長。

○副町長 これまで職務として町長が選任されておりましたが、実質これまでも課長がこの任に当たっていたということで、今ご心配されるようなことはないかというふうに思っております。

○議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 前、やっていたから今回もイコールでやりますよというのは進歩が、私はないと思うんですね。私が求めているのは前にやっていたけどそれは課長に対して、本当にオーバーワークしてないかな。ということ私は見てあげるべきだと思うんですね。そういう要素をきちっと分析しておく、そして分析してコンスタントピッチのなかで、ルーチン作業でそれが出来るよということであれば私は、全くそれは問題ないと思うんです。だけど、その持っている仕事量に対して 0.8 掛けぐらいが本当は、課長クラスとして一番広く目線で仕事が出来ると思うんです。100 パーセントあったら課長としての仕事は、私は難しいと思うんです。それぐらいの余力は与えるべきだと思うんですね。そうしたときに、そうしたときにその辺の所の要素分析から見て本当に大丈夫かな。ということでもう一度お答えいただけますか。

○議長 副町長。

○副町長 阿武町におきましては、課長補佐はそのほとんどが係長も兼務しております。むしろ課長補佐は大変忙しくしております。全体的なことも考えて組織的なことも考えた場合、やはり課長が適任だというふうに判断しております。以上です。

○議長 よろしいですか。

○議長 他に質疑ありませんか。

○議長 他に質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 本案につきましては討論を省略し、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により行います。

○議長 お諮りします。同意第 1 号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員と認めます。よって、同意第 1 号につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(住民課長、着席する。)

○議長 住民課長にお知らせします。ただ今の案件につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたので、ご報告申し上げます。

(住民課長一礼する)

○議長 ここで、全員協議会のために暫時休憩します。直ちに資料を持って委員会室の方へご移動願います。

休 憩 9 時 47 分

(この間、全員協議会)

再 開 11 時 27 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 それでは、平成 29 年第 5 回議会定例会の閉会にあたりまして私の方か

ら一言ご挨拶を申し上げます。

私も今年の 5 月に町長に就任して以来、今まで 8 か月目でございますけれども、私は私なりに、打てば響くということをモットーにスピード感を持って公約いたしました各種施策実現に向けて直ちに実現できることにつきましては、直ちにとすることで各種いろんな施策もやらさせていただきましたし、また、施策を展開するに向けて、事前に準備いるものにつきましては、例えば保育士の募集であるとか、こういったものつきましても事前の準備をさせていただいた所でありまして、来年度に向けていろんな準備をしているところであります。

また、そうした中、各議員におかれましてもこの 11 月の選挙で、現在が 2 か月目ということになりますけれども、議員さんの年齢も平均で 60 歳前後というふうなことで、全体として若返ったということでもありますから、今後とも我々行政とそして議会とが一緒になって、言い古された言葉であります、真に車の両輪となってですね、各種施策を、町民の福祉に向けてやっていけたらというふうに思っているところであります。

そうした中、町といたしましても町の職員につきましてもいろんな形で新たな視点で、行政を進めて行ってほしいというふうなことで、実は現在小さなカイカクカイゼン運動というのを新しく起こしております、思い起こしてみますと 13、4 年前ですか、に、そもそも運動というふうな運動を一生懸命やりました、行政というものは何のために、誰のためにあるのかというふうなことをもう一回見直してみようというふうなことで、私が提唱して、そもそも運動、13、4 年くらいになるかもしれませんが、前にやりました。そうした中で、色んなことが見えてきて、職員もいろんなやる気を起こし、新たな発想も生まれたというふうに思っておりますけれども、現在その現代版というふうなことで、いま小さなカイカクカイゼン運動というふうなことを提唱し、実は 7 つのカテゴリーに分かれてチームを編成して取り組むこととしておりまして、いろ

んな阿武町の課題について、これを洗い直し、そしてこれを解決に向けて更に新たな阿武町をそういうふうに行って行くのかというふうなことをそれぞれ検討することとしておりまして、いろんな検討がなされており、これは全職員対象であります。先ずは7つのチーム、カテゴリー毎のチームこれにつきましては、主幹以下の若手の全職員、そして更にこれらから出てきたものにつきまして、新たに課長職以上のものがこれについて更に、検討を加えるという2段階の形で進めることといたしておるところであります。

これと平行してまち・ひと・しごとふるさと創生事業、これにつきましても先ほど、ビデオも見ていただきましたけど、いろんな形で今年が3年目で、もうじき3年目も終わろうとする訳であります。来年度は4年度目、そして終着点でありますところの、第5年度もだんだんと迎えてくるわけありますから、一般質問でもありましたように、KPIも頭の中に置きながら、しっかりとこの事業につきましても今度は、まいた種が芽を出し、幹ができあがっていく段階にありますから、しっかりと、これが5年で全て終わるということは思っておりませんが、ある程度見える形にしていきたいというふうにご検討しております。そういうふうなことで行政の方を進めてまいりますが、もう一つ重要なことがありまして、これは山陰自動車道の益田萩間のごことでございますが、これにつきましても実は昨日と今晚もあるわけでございますが、地元の説明会というふうなことで、今年第2回目の説明会がありまして、私もこれに出席して皆様方にこの必要性なりご協力をお願いをすることといたしております。これにつきましては、昨日の説明会を聞いておりますと、今年度は、測量と設計が主な事業であります。平成30年度におきましては用地、測量設計を経た後の用地買収が主な事業になるというふうなことでありまして、その次の平成31年度、これにつきましては、本工事に至るまでの仮設道路が必要でありますから、この仮設道路の工事これが相当大きな工事になります。

す。トンネルあたりを掘るための仮設道路、進入路、これの工事をするということで、本工事は平成32年度に行われるというふうなことを聞いておりました、これは防災としてやっておりますから、相当のスピード感を持ってやっておられるんじゃないかなというふうなことでありますが、通常でありますと事業決定から着手から完成まで10年程度かかるというのが通常であるようですが、私といたしましては、特に木与と宇田の間の交通規制区間、ここにつきまして200ミリですか、これを超えると通行止めになるというふうなことで、過去においても大変な、特に宇田郷地区の方につきましては、通勤、通学、通院、或いは物流、こういったことに対して大変な難儀を見られたことがあるわけですから、一刻も早くこの区間が開通していくことを望みたいと思えますし、そのために今、国あたりにつきましても要請されれば直ちに出かけて行って、国交省、或いは国会議員の先生方への要望活動も鋭意行っておりますし、また、昨日と今日のように地元への説明会につきましても、私が出かけて行って自ら地元の皆さんへその必要性を説いて、お願いしていきたいというふうに思っておるところであります。

いろいろ今年、いろいろありましたけれども、私は私なりに精一杯やってきたつもりではありますが、来年につきましても打てば響くというふうなこと、そしてそれらを実現するために、私なりにフットワーク良く努力をしていきたいというふうに思っておるところでありますので、来年につきましてもよろしくお願いいたしたいというふうに思っておるところであります。まだ年の瀬ではないんですけども、もうお会いすることも、もしかしたらないかもしれませんが、ここで皆様方のご健勝とそして私、今年1年いろいろとお世話になったことを、お礼を申し上げまして閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本年1年ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。閉会にあたり、私の方からも一言ご

挨拶を申し上げます。

12月6日から本日までの9日間での阿武町議会第5回定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげをもちまして本日閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。新しく議員になられた3人の方には、初めての定例議会ということで緊張感があったと思いますが、今後も3人だけでなく8人全員が緊張感をもって取り組んでいかなければならないと強く思っております。

いま、国内では、将棋の羽生永世7冠と囲碁の井山7冠の両名に国民栄誉賞の授与が検討なされておりますが、それぞれ将棋ファンや囲碁ファンのみならず国民にとっては嬉しいことだと思います。

一方、北陸から東北・北海道にかけて北朝鮮の木造船が漂着をするという問題が発生しております。中でも北海道の件は、松前小島に11月半ば過ぎごろから接岸していたとの情報があります。今後密漁の取り締まりや日本の沿岸警備の体制を今一度考えて欲しいと思っております。我々山口県も三方が海に面しておりますし、特に山陰側は北朝鮮に近いので今後が気になるところです。

この様に、国内外を取り巻く、政治・経済・治安は何れを取りましても、予測しがたい極めて厳しい状況で、先が見えないところであります。

阿武町議会と致しましては、今後も町づくりに、慎重にしかも全力で取り組んでまいらなければと痛感をしているところです。

皆様方におかれましては、年末・年始を迎え、ご多忙な毎日が続くものと思われませんが、年明けには、成人式また消防出初式の行事もあります。また、この冬はラニーニャ現象が発生したとのことですので、寒さが厳しくなり雪が多くなるのではないかとされています。

どなたも健康管理には十分配慮されまして、ご家族おそろいで健やかに、平成30年の新春をお迎えになられますことを願っているところです。皆様方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、

平成29年12月定例会の閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、12月6日から本日までの9日間の全日程を終了しました。

これにて、平成29年第5回阿武町議会定例会を閉会します。

○議長 全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 11時38分



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 田 中 敏 雄